

試験運行における準備状況について

1. 登録

(1) 登録方法

- ①登録開始 平成20年10月1日(水)
- ②登録期間 随時(期間は設けない)
- ③登録受付 白馬村役場住民福祉課
- ④登録 利用登録票に必要事項を記入し、郵送、FAX、持参等の方法により役場住民福祉課へ提出する。

(2) 利用登録票

- ①配布方法 役場及び社会福祉協議会の窓口へ備え付けるほか、次のとおり配布する。
- ・周知用チラシ(新聞折り込み、地区配布、説明会)
 - ・広報はくば
 - ・白馬村ホームページ
- ②様式

様式第1号(第6条関係)
白馬村長 あて

白馬村乗合タクシー

利用登録票(新規・変更)

利用要件に該当するご家族の中で、利用が見込まれる方の登録をお願いします。

住 所	白馬村大字		
電話番号	0261-	-	地 区

フリガナ ご利用ご家族名	性別	生年月日	携帯電話番号	区分	付添人の要否
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	- -	老・妊 母・生 障・介	要・否
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	- -	老・妊 母・生 障・介	要・否
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	- -	老・妊 母・生 障・介	要・否
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	- -	老・妊 母・生 障・介	要・否

運転手に知って置いてもらいたい事項

主な行き先
○ ○ ○

■区分欄は老(65歳以上の方)、妊(妊娠中の方)、母(母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等)、生(生活保護法に基づく被保護者世帯)、障(身体障害者手帳及び療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する方)、介(介護保険法に規定する要介護認定者及び要支援認定者)となっております。該当区分に○をお願いいたします。

■この登録票は白馬村乗合タクシーに関する利用以外に使用いたしません。

■必要事項を記入し、白馬村役場住民福祉課まで郵送、FAX、持参によりご提出ください。

提出・問い合わせ先
〒399-9393 長野県北安曇郡白馬村大字北城7025番地
白馬村役場住民福祉課(電話:0261-72-5000 FAX:0261-72-7001)

(3) 利用登録証

①交付方法 利用登録票に記載された事項を確認した後、利用対象者には登録証を交付する。登録証は、利用の仕方等を記載した案内書とともに郵送する。

②様 式

(表)

第 号
白馬村乗合タクシー 利 用 登 録 証
氏 名 _____
白馬村長 
乗合タクシー予約センター 電話 71-1111 予約受付時間/平日の午前8:30~午後5:00

(裏)

利用上の注意											
■予約は利用する便の30分前までに『白馬村乗合タクシー予約センター』へご連絡ください。	■□■運行時刻表■□■										
■予約を変更(キャンセル等)したい場合は、直ちにご連絡ください。	<table border="1"><thead><tr><th>午 前</th><th>午 後</th></tr></thead><tbody><tr><td>8:30</td><td>12:30</td></tr><tr><td>9:30</td><td>13:30</td></tr><tr><td>10:30</td><td>14:30</td></tr><tr><td>11:30</td><td></td></tr></tbody></table>	午 前	午 後	8:30	12:30	9:30	13:30	10:30	14:30	11:30	
午 前	午 後										
8:30	12:30										
9:30	13:30										
10:30	14:30										
11:30											
■時間に十分余裕を持ってご利用ください。											
■運行日:月~金曜日											
■運休日:土曜・日曜・祝日 12/29~1/3	※8:30の便は前日まで に予約してください。										

③その他 登録証にはラミネート加工を施す。

2. 予約事務

(1) 予約センター

- ①運 営 白馬村社会福祉協議会
- ②開 設 平成20年11月7日(金)午前8時30分
- ③業務時間 平日の午前8時30分から午後5時まで
- ④予約電話 電 話 (0261) 71-1111
FAX (0261) 71-1113 (聴覚に障がいのある方等)
- ⑤設 備 等 予約配車システム関連
 - ・パソコン一式 ・バックアップ用ハードディスク
 - ・インクジェットプリンタ ・サーマルプリンタ ・無停電電源装置通信設備関連
 - ・電話機 ・普通紙ファクシミリ ・ヘッドセット
 - ・ターミナルアダプタ

(2) 予約システム

- ①システム デマンドタクシー予約配車システム(株式会社システムオリジン納入)
- ②初期登録 目的地のワンタッチ登録と地図へのマッチング(10月初旬まで)
- ③研 修 オペレーション研修 … 10月中旬
システム最終チェック … 11月初旬
- ④通常登録 利用者データの登録、新規目的地の登録
- ⑤各種集計 運行開始後適宜集計を行う
 - ・地区別 ・男女別 ・年代別 ・目的地別 ・曜日別 ・時間帯別

3. 運 行

(1) 地方運輸局への届出

- ①届出書類 3事業者がそれぞれ提出
 - ・一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送の許可申請書
(添付資料:白馬村からの運送依頼書、運行計画書)
 - ・一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定届出書
- ②届 出 日 平成20年9月8日(月)
- ③許可予定日 届出から概ね2ヶ月

(2) 運行に関する要綱の制定

- ①名 称 白馬村乗合タクシー運行事業実施要綱
- ②内 容 乗合タクシーの運行に関して必要な、次の事項を定める。
 - ・利用対象者 ・運行範囲 ・運行時間等 ・運休日 ・利用手続等
 - ・利用料金等 ・事業の委託 ・諸様式

③施行日 平成20年11月11日（一部は公布の日）

④その他 法規審査委員会（9月30日開催）で審議

（3）利用回数券

①種類 1回利用券（300円）を11枚綴りとして3000円で販売する。

②販売箇所 白馬村役場、その他今後調整

③様式



※偽造防止のため、背景に淡い色で村彰のプリントを施す。

（4）お試し利用券

①趣旨 乗合タクシーの利用を促進するため、無料試乗券を配布する。

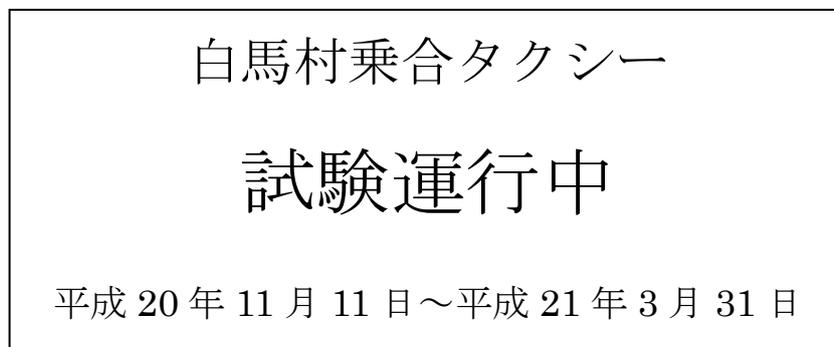
②配布方法 利用登録証交付時に、「お試し利用券」を1人につき2枚同封する。

③イメージ



(5) 車両ラッピング

- ①趣 旨 乗合タクシーの試験運行をPRするため、車両に表示をする
- ②仕 様 車両の前後及び側面に、カットニングシートを施したマグネットシートを貼付する。
- ③イメージ



園児送迎時は下記を追加貼付する。



(6) 運行委員会

今後、実際の運行に関する諸事項の調整や決定が増えてくるため、事業主体である白馬村、予約受付を担当する白馬村社会福祉協議会、運行を担当するタクシー事業者により運行委員会を組織し、諸問題や課題について協議する。

4. 周知・PR

(1) 周知用チラシ

- ①趣 旨 乗合タクシーの利用方法、登録などについて記載したチラシを配布して周知をはかるとともに、利用登録票を配布する。
- ②配布方法
 - ・新聞折り込み … 10月1日の朝刊 … 3300枚
 - ・区を通じて配布 … 10月6日に区長配布 … 2724枚
 - ・説明会 … 10月中旬以降 … 参加者数
- ③イメージ 別添のとおり

(2) 広報はくば

- ①発行時期 10月号(10月20日に区長へ配布)
- ②掲載内容 特集記事(身近な地域交通の実現に向けて③)の掲載
(利用登録票も掲載する)

(3) 白馬村ホームページ

- ①発表時期 10月1日(水)
- ②掲載内容 トップページ → 行政計画 → 身近な地域交通 →
乗合タクシーの利用方法、登録などについて掲載
(利用登録票も掲載する)

(4) 利用説明会

- ①趣 旨 乗合タクシーを利用する住民や、主な行き先になると想定される病院や
大型店舗などの事業所等に対して、事業概要について説明する。
- ②時 期 10月上旬から11月上旬

③内 容

対 象	内 容
住 民	利用方法、登録方法、登録受付
事 業 所 等	事業概要、協力依頼、乗降場所等の調整